

議案第 21 号

桐生市斎場条例の一部を改正する条例案

桐生市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

桐生市斎場条例の一部を改正する条例

桐生市斎場条例(平成18年桐生市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「45,000円」を「63,000円」に、「22,500円」を「31,500円」に、「15,000円」を「21,000円」に改め、同表備考中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の桐生市斎場条例の規定により、使用の許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

議案説明

議案第21号 桐生市斎場条例の一部を改正する条例案

斎場の安定的な運営と適正な利用者負担の観点から、火葬場の使用料について、所要の改正を行おうとするものです。